

第 11 次厚木市総合計画長期ビジョン（案）に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）から令和 7 年 10 月 1 日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|------|
| (1) 意見をいただいた人数 | 30 人 |
| (2) 意見の件数 | 97 件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 20 件 |

3 意見と市の考え方

別紙 1 「意見の概要及び市の考え方」のとおり

4 その他意見（対象外：7 件）

厚木市市民参加条例第 10 条に規定するパブリックコメント手続として御意見をいただきましたが、次のいずれかに該当するため、本パブリックコメント手続の対象外となった意見について公表いたします。

- 厚木市市民参加条例施行規則第 4 条第 1 項に規定する提出方法との相違
- 厚木市市民参加条例施行規則第 4 条第 2 項に規定する項目の不備
- 自治基本条例第 3 条第 1 号に該当しないもの

別紙 2 「その他意見の概要及び対象外の理由」のとおり

5 お問合せ先

- (1) 担当課名 企画政策課
- (2) 連絡先 046-225-2455

6 結果公開日

令和 7 年 月 日 公開

別紙1 「意見の概要及び市の考え方」

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
計画全般				
1	計画全般	とても良いプランだと思う。	長期ビジョン(案)は、様々な機会をとらえ市民の皆様から御意見を頂きながら、作成しています。市民の皆様の思いをまちづくりに反映できるよう、将来都市像の実現に向け、取組を進めていきます。	
2	計画全般	計画を実現してほしい。	長期ビジョン(案)は、様々な機会をとらえ市民の皆様から御意見を頂きながら、作成しています。市民の皆様の思いをまちづくりに反映できるよう、将来都市像の実現に向け、取組を進めていきます。	
3	計画全般	今後のインフラ投資について、人口推計を踏まえ、市の発展と住み良さのバランスとの観点から計る必要があると思う。神奈中バスの三ツ木での路線撤退などのように、合理化に向けた検討を今から行うべきではないか。	本市では、厚木市人口ビジョンで人口の将来推計を行っており、施策の効果を見込んだ目標人口を設定し、まちづくりを進めています。 しかしながら、今後も当面の間は人口減少が続いているものと見込んでおり、人口減少や少子高齢化によるニーズの変化を的確に捉えた取組が必要と考え、公共施設の総量抑制や適正配置、長寿命化等の取組を展開していくことを「行政運営の五つの基本姿勢」に掲げ、総合的かつ計画的に推進していきます。 また、神奈川中央交通株式会社の路線バスについては、近年、運転手不足や利用者の減少による廃線や減便が発生し、市民生活に影響を与えています。今後も、路線バスを含む公共交通の維持・確保に向け、社会情勢の変化や市民ニーズを的確に捉えた取組を展開していきます。	
4	計画全般	内容がわかりにくかった。もっとわかりやすいイメージ図を用いて、誰にでも伝わるようにした方がよい。	長期ビジョンは、策定後、本編冊子及び概要冊子を作成し、市ホームページでの公開等、様々な機会を通して公表する予定ですが、冊子の作成に当たっては、御意見を踏まえ、イメージ図を用いたり、レイアウトや掲載の順序を工夫するなど、市民の皆様に分かりやすくお示しできるように工夫していきます。	○
5	計画全般	長期ビジョンの各項目では、目標やみんなができることが書かれているが、「みんなができること」などは、誰でも思いつきそうな、かつ抽象的なことが書かれている。これらの内容はどのように決めているのか。有識者や当事者と話し合っているのか。 厚木で生活する当事者の方たちの生の意見や困っていること、専門家の意見などを反映させて、実現可能で、具体的であり、10年後に評価できるような計画にするべき。そのためにパブリックコメントをもっと周知したり、当事者で話し合いの場をもたせるべきだと思う。	第11次総合計画は、「長期ビジョン」と「アクションプラン」の二層により構成されており、今回お示ししている「長期ビジョン」では、目指す将来都市像や施策の体系などを定めるもので、具体的な事業等の取組は「アクションプラン」に位置付けます。 施策等の目標値については、これまでの本市における取組の実績値や社会情勢等を踏まえて設定しています。「みんなができること」を含む長期ビジョン案全体については、各種ワークショップなどによる市民の皆様からの御意見や、学識経験者などにより構成する市の附属機関である総合計画審議会からの意見を踏まえています。 また、今回のパブリックコメントの実施に当たっては、市内公共施設でのちらし配布などによる周知を行っています。 引き続き、市民の皆様から頂いた御意見等を踏まえつつ、長期ビジョンの策定を進めています。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
6	計画全般	<p>今回のパブリックコメントの対象は「長期ビジョン」についてのみという理解でよいのか。この場合、「アクションプラン」については別途パブコメを行うのか。また、現行の第10次総合計画にあった「地区別プラン」はどのように取り扱うのか、パブコメは行うのか。</p> <p>加えて、「資料編」に現在進行形の「個別計画」が列記されているが、第10次では、例えば「都市計画マスター・プラン」などは下位計画として策定し直して、かつ、パブリックコメントも実施していたと記憶している。今回の「総合計画」では、「個別計画」のローリング、プラスアップはどのような形で行うのかなどについても明確にしてほしい。</p>	<p>お見込みのとおり、今回のパブリックコメントの対象は長期ビジョンのみとなっています。</p> <p>なお、アクションプランについては、長期ビジョンの進行管理のために策定される実施計画であり、長期ビジョンで定めた施策の方針に基づき策定する計画であるため、パブリックコメントは行いません。</p> <p>また、地区別プランについては、第10次総合計画では地域の現状把握に一定の役割を果たしていましたが、防災・福祉・子育て・環境など、全市的な施策により対応すべきものが多く、第11次総合計画では掲載せず、よりシンプルに市全体の将来像や施策の方向性を明確に示すこととしています。</p> <p>個別計画については、それぞれの計画期間満了等の改定等に合わせ、第11次総合計画との整合を図るなど、臨機応変な対応により段階的な改定等を行うこととしています。</p>	
7	計画全般	<p>新しい行政計画を策定する場合は、従前の計画について一定の「総括」「評価」がなされるべきだが、その点はどのように考えているのか。</p> <p>なお、「第10次総合計画」については、「第1期実施計画」「第2期実施計画」についてそれぞれ「事業名」「事業概要」「事業指標」などが記載された詳細な冊子が作成されているが、かなり膨大な資料となっている。もう少しわかりやすく要約された評価書のようなものを公表してほしい。</p>	<p>第11次総合計画の策定に当たっては、現行の第10次総合計画の取組の成果や課題を検証し、その評価を踏まえて構成しています。</p> <p>具体的には、第10次において一定の成果が得られた分野については、その実績を確実に継承しつつ、さらに発展させる方向性を示しました。一方で、必ずしも十分な成果が得られなかった取組や、社会情勢の変化により新たに生じた課題については、施策体系を見直した上で、第11次の基本目標や施策に反映しています。</p> <p>また、第10次総合計画における実施計画は、第11次総合計画では1期5年間のアクションプランとなりますが、これまでと同様に、実施計画事業の事業名、実施概要、成果指標等を公表する予定です。</p> <p>頂いた御意見も参考とさせていただきながら、市民の皆様にとってより簡潔で分かりやすくお示しできるよう工夫します。</p>	○
8	計画全般	<p>資料編「2 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要」について、回収人数が少ないので。パブリックコメントもそうだが、目標数を設定し、達していない場合は再調査等の実施をしてよいのではないか。</p> <p>また、長期ビジョンは抽象的なので、アクションプランの中で具体的な意見を集めて反映してほしい。そのためにはパブリックコメントの周知活動や、要点を絞ったアンケートが必要だと思う。</p> <p>また、義務教育、学校の現状を早期に把握し、取り組むべきだと思う。教員の専門性を高める必要がある。全国、海外の例なども参考に、今の時代に合った教育を進めてほしい。</p>	<p>長期ビジョン(案)は、様々な機会をとらえ市民の皆様から御意見を頂きながら、作成しています。また、今回のパブリックコメントの実施に当たっては、市内公共施設でのちらし配布などにより、幅広く呼びかけをしています。</p> <p>また、御意見にある学校教育については、長期ビジョンにおける重点プロジェクトとして、こどもたちが自ら学び成長できる環境づくりの施策を位置付けています。頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、市民アンケートの回収人数について、18歳以上の市民約19万人を対象としたアンケートを実施する場合、統計学上、信頼度95.0%、標本誤差3.0%とする場合の必要なサンプル数は約1,000人となります。今回のアンケートでは、2,116人の市民の皆様から御回答を頂いており、統計学上有意と認められる回答数を得ることができます。</p>	
9	計画全般	<p>現行の第10次総合計画第1期基本計画の4年目及び5年目である令和6年度及び7年度の施策評価は実施するのか。また、実施した場合、評価結果を第11次総合計画に反映させるのか。</p> <p>そもそも第10次の27施策と第11次の28施策は、どのように関連しているのか。新旧総合計画の施策対比を示してほしい。</p>	<p>令和6年度及び7年度の施策評価は、現行の第10次総合計画第1期基本計画の4年目及び5年目の評価として、従来どおり実施します。</p> <p>これまでの評価結果を第11次総合計画に反映させるため、第10次総合計画における評価結果に基づいて取組の成果や課題を十分に検証し、一定の成果が得られた分野については、その実績を確実に継承しつつ、さらに発展させる方向性を示します。</p> <p>一方で、必ずしも十分な成果が得られなかった取組や、社会情勢の変化により新たに生じた課題については改善点を明確化し、取組に反映します。</p> <p>また、第10次総合計画と第11次総合計画の施策の対比については、策定の過程で、令和7年度第1回厚木市総合計画審議会(令和7年4月21日開催)において「【資料3】施策体系(案)について」によりお示しし、御審議いただいています。なお、当該資料については、市ホームページで公開していますので、御覧ください。</p>	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略				
10	1 人口の推移 3 まち・ひと・しごと創生総合戦略	<p>「3 計画の構成と期間」</p> <p>第11次総合計画は「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の二層で構成との記載がある一方、9月のオープンハウスでの展示パネルでは、長期ビジョンの構成として「重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)」が掲載されていた。したがって、本編においても、総合計画の構成を(1)長期ビジョン、(2)アクションプラン、(3)まち・ひと・しごと創生総合戦略と記載すべきではないか。</p> <p>重点プロジェクトとまち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性も、「本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略」の章まで読まないとわからない。</p> <p>この章は、「2(2)人口の将来展望」及び「3 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の部分を「長期ビジョン」の章の「4 重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)」の内容に加え、それ以外の部分は「序章」の「4 策定の背景」に掲載すればよいと思う。</p>	<p>第11次総合計画で進める取組の体系は、「長期ビジョン」で六つの「まちづくりの目標(政策)」を定め、その下に連なる28の「施策」を位置付けています。「アクションプラン」は28の「施策」に紐づく具体的な取組を位置付ける構成となっています。</p> <p>また、「長期ビジョン」には分野別に取組を分類する政策及び施策の体系とは別に、目指す将来都市像や人口の将来展望の実現に向け、特に分野横断的に進める取組を「戦略」として体系化したものを「重点プロジェクト」として位置付け、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とするものです。</p> <p>御意見のオープンハウスで展示したパネルについては、長期ビジョンを構成する要素を表したものであり、総合計画の構成としては、長期ビジョンとアクションプランの二層となります。</p> <p>なお、政策及び施策並びに重点プロジェクトの各体系の関係性を説明する上では、御意見のとおり、現在の章立てでは分かりづらい部分もあるかと思いますので、計画冊子を作成する際に市民の皆様に分かりやすくお示しできるように検討します。</p>	○
長期ビジョン				
11	全般	<p>目標人口などの達成のために分野横断的な取組を「重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)」として位置付けているように、脱炭素社会の実現に向けたCO2排出削減の取組を「基盤プロジェクト」として、全ての政策、施策の基盤に位置付けてほしい。</p> <p>「6 施策」の見開きの図の一番下(重点プロジェクト枠の下)に、もう一つ枠を追加し、下の内容を記載するなどの方法で示せば理解しやすいのではないか。</p> <p>『基盤プロジェクト(脱炭素社会創成目標) : 2030年カーボンハーフ(2013年度比50%削減)、2035年カーボン1/3(同65%削減)、2050年カーボンニュートラル(同100%削減)』「基盤プロジェクト」として示すことが難しい場合、総合計画は脱炭素社会実現の基盤の上に成り立つものであること、全ての施策が脱炭素化の視点をもって行うべきであることを、誰もが明確に認識できるように示してほしい。</p>	<p>カーボンニュートラルの取組については、施策「22温暖化対策」において、2050年のカーボンニュートラル達成に向けた取組等を位置付けるとともに、「厚木市地球温暖化対策実行計画」等の個別計画によって施策を推進していきます。</p> <p>なお、第11次総合計画の基底となる重要な視点である「3 策定の背景」において、14ページ「(12)カーボンニュートラルの取組」を掲げており、行政運営の様々な分野において留意すべき事項の一つとして記載しています。カーボンニュートラルの達成に向けては、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体による取り組みが必要であることや、具体的な取組として、化石燃料から再生可能エネルギー等への転換、脱炭素の実現等を挙げています。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	
12	1 将来都市像	SDGs(国連「持続可能な開発目標」)について、目標年次である2030年に向けて、行政計画、施策展開の推進のエンジンにすべく、例えば【未来へのメッセージ】の項に、「『誰一人とり残さない』世界を作るための国際標準でありゴールである SDGsを積極的に生かしていく」立場を明示すべきだと考える。	<p>SDGsへの取組については、第11次総合計画の基底となる重要な視点である「3 策定の背景」において、「(11)SDGsへの取組」を記載し、行政運営の様々な分野において留意すべき事項の一つとして掲げています。</p> <p>また、長期ビジョンは、策定後、本編冊子及び概要冊子を作成し、市ホームページでの公開等、様々な機会を通して公表する予定ですが、冊子の作成に当たっては、御意見を踏まえ、「SDGs」のアイコンを掲載することで、達成に向けた取組の見える化を図ります。</p> <p>本市が推進してきたまちづくりは、SDGsの理念と合致するものであるため、今後も多様な課題に対して、分野横断的な視点で取組を進めます。</p>	○
13	1 将来都市像	「1 将来都市像」について、【未来へのメッセージ】の末尾に「その実現のために、厚木の地からあらゆる形の差別や分断をなくし、人権と民主主義が花開き平和が根付く都市をめざします」を加え、「全国・全世界から憧れを抱かれる」地方自治体であることを宣言する。	<p>将来都市像では、人・技術・自然がつながることで、多様な市民が調和する「共創のまち」を目指すことを掲げており、人権や多様性の理念を包括したものとなっています。</p> <p>将来都市像の実現に向けたまちづくりの目標のうち「T (Together) : 共に創る、育む」では、「見守り、つながり、支え合う環境づくり」を掲げ、施策「10人権・平和」に具体的な取組を位置付け、施策を展開します。</p> <p>なお、第11次総合計画の基底となる重要な視点である「3 策定の背景」において、「(2)こどもまんなか社会の実現」、「(4)女性の活躍促進」、「(5)多文化共生への取組」、「(11)SDGsへの取組」などを記載し、行政運営の様々な分野において、これらの視点に留意することとしています。</p>	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
14	2 将来的目標人口 4 重点プロジェクト	「2 将来的目標人口」について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、合計特殊出生率の上昇や20・30歳代の転出抑制等に取り組むとの記載があるが、これは長期ビジョンでの施策とはどのように関係しているのか。もう少し説明がないと理解できない。28項目の「施策」のうち、どの施策が該当し、どの分野が横断的なのか。	重点プロジェクトは、将来都市像や人口ビジョンにおける人口の将来展望の実現を図るため、「住みたい」「育てたい」「働きたい」のキーワードに基づく三つの戦略により、重点的に進める取組を分野横断的に推進するものです。 なお、重点プロジェクトにおいては、各戦略に「重点施策」を位置付けていますが、まちづくりの目標(政策)に位置づく「施策」との区別をより分かりやすくするため、名称を見直します。また、「4 重点プロジェクト」の記載についても、より簡潔な内容に見直すとともに、計画冊子作成の際にも分かりやすくお示しできるよう工夫します。	○
15	3 土地利用の方針	「3 土地利用の方針」について、「拠点の整備方針」の記載で、将来都市構造図中の「地域生活拠点」(7地域)を「コミュニティ交通の拠点」とすると書かれているが、余りにも狭すぎる考え方だと思う。市域全体を見通したコミュニティ交通を検討するべきである。 おそらく、コンパクト・プラス・ネットワーク型都市づくりの枠の中だけで考えており、結局、市内移動をバス路線のみに依存し過ぎなのではないか。	コミュニティ交通の導入に当たっては、地域自らが主体となり積極的に取り組んでいくことが重要です。地域特性や住民ニーズに適合する運行形態の検証が必要となります。全市域での展開には、事業費の増大が懸念されることから、日常生活の移動に不便を感じている方に対し、最寄りのバス停や商業施設等までの移動を確保するため、地域生活拠点に位置づけられたエリアを中心に検討を行っています。 本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実とは、中心市街地に居住など全てを集約する一極集中を目指すのではなく、居住と生活サービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設の距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる都市を目指すものです。この考え方を基本にしながら、コミュニティ交通については、交通不便地域の解消等を図るために実施していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
16	3 土地利用の方針	「3 土地利用の方針」の【土地利用の視点】(2)に、「農地の適正管理と保全を図ります」とあるが、目の当たりにするのは市街化調整区域内インターチェンジ近接地において物流センターが林立している実態である。昨今、米の品薄や価格高騰が発生し、「令和の米騒動」といわれる事態にある中で、こうした田畠解体が許されるのか。 この点を踏まえて、「農業用地転換についての民主的規制を図る」との記述も加え、「都市的・農地利用」と「自然的・農地利用」「農業的・農地利用」のバランスの取れた土地利用方針を打ち出すべき。	「3 土地利用の方針」では、都市的・農地利用と自然的・農地利用のバランスを図りながら計画的な土地利用を進めることとしています。 農地についてもこの考え方に基づき、地域の特性や法令等の要件を考慮しながら、適切な土地利用を図っていきます。	
17	3 土地利用の方針 21農業	「21農業」に【農地を守る】という視点を入れてほしい。近所の高齢農家は、「跡継ぎがいない農地を子どもに残すのは、田畠を活用する予定がない子どもにとっては迷惑だから、高く買い取ってもらえるときに売る」という意見が多数になっている。これでは、土地の持ち主と企業との間でどんどん農地の売り渡しが進んでしまう。 米不足の現実や未来に食糧危機の可能性がちらつく今、食べ物を作れる土地と人を守り、増やしていくことが重要だと思う。農家の力だけでは農地は守っていけないので、行政の支援が必要。	本市の土地利用については、都市的・農地利用と自然的・農地利用のバランスを図りながら、計画的に進めており、農地の保全については、本市独自の制度である、農地の貸し借りを行った場合の農地流動化奨励金交付や農業機械導入の助成等により、担い手への農地の利用集積と農業経営の安定に取り組んでいます。 また、農業用排水路等の農業基盤の整備により、良好な耕作条件を備えた農地の整備を実施しています。 引き続き、農業の持続的な発展等を図り、将来における食料の安定供給の確保に向け、農業者の皆様や農業関係団体等と一丸となって農地の適正な保全と農業振興に取り組みます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
18	4 重点プロジェクト	「4 重点プロジェクト」の「三つの戦略」で掲げる「重点施策」は「まちづくりの目標」に掲げる28の施策に網羅されているのか。「重点施策」が別途8施策あるようにも思えてしまう。 また、「重点施策」では「数値目標」で、「まちづくりの目標」では、「成果指標」となっており、この関係性もよくわからない。	重点プロジェクトは、将来都市像や人口ビジョンにおける人口の将来展望の実現を図るため、「住みたい」「育てたい」「働きたい」のキーワードに基づく三つの戦略により、重点的に進める取組を分野横断的に推進するものです。 なお、重点プロジェクトにおいては、各戦略に「重点施策」を位置付けていますが、まちづくりの目標(政策)に位置づく「施策」との区別をより分かりやすくするため、名称を見直します。また、「4 重点プロジェクト」の記載についても、より簡潔な内容に見直すとともに、計画冊子作成の際にも分かりやすくお示しできるよう工夫します。 また、「数値目標」は、三つの戦略において達成を目指す成果を具体的な数値で示したものです。一方で、「成果指標」は、施策ごとの目指す姿の実現状況を把握するための指標であり、市民の意識や実感などを捉える主観的指標と、統計データ等に基づく客観的指標を併せて設定しています。本計画では、戦略レベルの成果を測る「数値目標」と、施策レベルの進捗を確認する「成果指標」とを区別して整理しています。	○
19	4 重点プロジェクト	「4 重点プロジェクト」は削除する。なぜ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「総合計画」に「木に竹を継ぐ」式に合体しなければならないのか。最上位計画である「総合計画」に本来内包されるものではないか。 「まち・ひと・しごと創生法」にも策定の義務規定はなく、「総合計画」の策定で十分だと思う。「目標値」などはそれぞれの施策にリンクして反映させればよい。	第11次総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一体化に当たっては、総合計画が総合戦略を包括する形としています。重点プロジェクトの体系がより分かりやすくなるよう、記載内容を見直すとともに、冊子の作成に当たり構成などを工夫します。	○
20	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち)	後期高齢化社会になりつつあるので、若い世代が住みやすいまち街にしていくべき。そのために、文化会館や中央公園などで有名なアーティストなどによるエンターテイメントのイベントを継続して実施する。	御意見のとおり、若い方に本市の魅力を感じてもらうことは大変重要であるため、本市では、年間を通してさまざまなジャンルのイベントを開催しています。 若者の夢を応援するための新人シンガー発掘オーディションや、ストリートミュージシャン達によるライブイベントである「あつぎストリートフェス」の開催といった取組を進めています。 また、令和5年12月に株式会社小田急SCディベロップメントと締結した文化芸術に関する連携協定に基づき、本厚木ミロード内で音楽コンサートを開催するなどの取組も行っています。 今後についても、音楽を始めとしたさまざまなイベントを開催し、若い世代の方々に魅力を感じてもらえるようなまちづくりを進めていきます。	
21	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち)	市役所本庁舎跡地へのアリーナ整備に反対する。スポーツやコンサートの会場となるアリーナの建設が全国で相次いでおり、施設の乱立でイベントの奪い合いや、収益が上げられなければ公費負担が増大することなどが報道されている。	本庁舎敷地跡地等の活用については、市民アンケートや意見交換会など市民の皆様の御意見や、民間事業者から聴取した意見や事業提案を踏まえながら、施設の設計、建設段階から民間のノウハウや創意工夫を最大限活用した「運営重視の施設」を目指しています。 今後も、財政負担の軽減と民間活力が効果的に発揮できる持続可能な事業運営を目指します。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
22	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 15都市・交通 20商業	住みたい、遊びに来たい、と思うような魅力のあるまちづくりを頑張ってほしい。駅周辺がマンションばかり、テナントが空室ばかり、どこにでもあるような店ばかりではなく、個性的なお店や、そこにわざわざ行くような場所があるようなまちにしてほしい。そして、駅周辺の渋滞緩和や、駐車場の整備にも取り組んでほしい。これから厚木に期待する。	本厚木駅周辺の魅力的な空間形成については、にぎわい創出に向けた取組の一環として、駅周辺で3か月以上空室の店舗に新規出店する事業者に対し、補助金を交付する支援事業を実施しています。 また、令和4年度に策定した「本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画」に基づき、歩行者目線での都市空間の創出による歩いて楽しいまちへの生まれ変わりの実現に向けた検討を行っています。 さらに、駅周辺の交通混雑対策による交通の整流化と公共交通の定時制確保に向け、ハード・ソフトの両面から対策を推進します。 今後も、駅周辺におけるにぎわいや魅力等の向上を図る取組を進めています。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
23	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策03地域福祉	愛川町の「春日台センターセンター」を参考に、施設を作ってほしい。福祉施設がもっと身近になり、大人も子どもも老人も一緒に空間を共有でき、イベントも定期的に開催するなど、素敵な取り組みだと思う。	御意見にある神奈川県愛川町の「春日台センターセンター」は、高齢福祉施設、障がい福祉施設、フリースペース等を備えた、多様な方が利用できる地域福祉の拠点となる施設であると承知しています。 本市においても、高齢者、障がい者、こどもなどの多様な方の交流拠点の創出について、他自治体の事例なども参考に研究をしているところですが、施設の整備については、用地の確保、運営体制など、検討すべき課題も多く、現時点で具体的な取組を進めることは難しい状況です。一方で、子ども食堂の運営や地域食堂の検討など、住民の方々が主体となって居場所づくりが行われている地域もあります。 引き続き、地域における交流の場の創出について、頂いた御意見も参考とさせていただきながら、取組を進めていきます。	
24	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策03地域福祉 4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち) 6 施策01子育て	地域包括センターに子育て支援の仕組みを導入してはどうか。子育てに関する様々な相談、特に働きながら子育てをするお母さんたちの法的な支援を一括して対応するワンストップな仕組みとする。	地域包括支援センターでは、現在も子育て世帯も含む全世代からの相談を受けています。しかしながら、地域包括支援センターは高齢者支援を中心とした地域全体の福祉連携の中核ですので、子育て支援の取組を導入するには、今後、関係者等と詳細な検討が必要だと考えます。 また、子育て当事者への支援については、これまで市内の児童館等へ月に1度保育士を派遣し、こどもを遊ばせながら相談できる「移動子育てサロン」を実施してきたところですが、令和7年10月からは「地域子育てサロン」として対象年齢と実施回数を拡充して、市内4か所の児童館を拠点として実施しており、相談の機会を充実させた地域の身近な拠点として、子育て環境の充実に努めているところです。今後についても関係機関との連携を深め、安心して子育てができる子育て環境の整備に取り組んでいきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
25	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 11防災・減災	近年、局所的な大雨が多く、相模川が増水することがあるのが気になっている。	相模川等の一級河川は、管理者である神奈川県に対し、流域の自治体等とともに増水や氾濫への対策を要望し、ダム放流量の調整や堤防、河床の改修・整備等が実施されています。 また、本市としては、洪水浸水ハザードマップを作成しており、市ホームページで公開しているほか、市内各公民館、市役所本庁舎にて配布し、風水害への備えを呼びかけています。 引き続き、県との情報共有や連携強化を図るとともに、ハザードマップの周知や迅速な避難情報の発信等に努めています。	
26	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策15都市・交通	駅の東口、南口、北口方面は整備されて改善されているが、西方向は店舗が少ない。また空き地も多いので店舗誘致などで活用してもらいたい。	本厚木駅周辺エリアの再整備については、令和4年度に策定した「本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画」に基づき、まち全体のぎわいや価値向上のための取組を進めているところです。今後も、駅周辺におけるぎわいや魅力等の向上を図る取組を進めています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
27	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策15都市・交通	中規模ホールを駅近くに整備してほしい。歌や楽器の演奏、ダンスの発表など、文化会館よりも小さめのホールがあつたらありがたい。	現在、本庁舎敷地跡地等活用基本方針に基づき、市役所本庁舎敷地跡地に新たな交流拠点として多目的アリーナの整備を検討しています。多様な人々が集い交流し、文化芸術等の多種多様な活動の拠点となる施設の整備を進めています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
28	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 15都市・交通	本厚木駅北口は利便性は高いが、古い建物が多く、治安が悪い地域もあることが残念。また、東口付近では夕方の大量のムクドリが街路樹に止まっており、歩道が汚れてしまっている。 短期的には駅周辺道路の再整備やムクドリ対策の実施、長期的には再開発の両方を並行して進めてほしい。	本厚木駅北口周辺の再整備については、令和4年度に策定した「本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画」に基づき、まち全体のにぎわいや価値向上のための取組を進めているところです。 現在、複合施設「あつめき」、本厚木駅北口地区市街地再開発事業、そして本庁舎跡地の拠点を面として捉え、各拠点の整備はもとより、各拠点間に魅力的な店舗や施設を増やすと共に、都市基盤のリニューアルにより、歩行者目線での都市空間を創出することで、点在するまちの資源がつながり、歩いて楽しいまちへの生まれ変わりの実現に向けて、ハード・ソフト面における検討を行っています。引き続き、駅周辺におけるにぎわいや魅力等の向上を図る取組を進めています。 また、駅周辺のムクドリ対策について、樹木の剪定や追い払い等を実施し、一定の効果は出ていますが、根本的な解決には至っていない状況です。今後も状況を注視し、樹木選定等により対応していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
29	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 15都市・交通 16道路	厚木は、交通事情が悪い。と言うよりは、信号の変わり方が悪い。特に厚木高校のところは、七沢方面から駅方面への流れがかなり悪く、ぜんぜん先に進めない。 また、駅周辺のバス乗り場も分かりづらいので再整備を行ってほしい。他にも、一番街に商業施設や飲食店を充実させたり、駅周辺に駐車場を設けるなどしてほしい。	御意見の「厚木高校のところ」は、厚木高校入口交差点であると推察しますが、当該交差点周辺における交通混雑は、その先の国道246号と交差する水引交差点の混雑が原因であると認識しています。引き続き、水引交差点の改良に向け、国県へ要望するとともに、厚木高校入口交差点から国道246号方面への坂を下り終えた地点に位置する萱山交差点周辺の道路整備についても検討を進め、水引交差点に集中する交通の分散化を図っていきます。 また、本厚木駅周辺におけるバス発着施設等の配置検討については、令和4年度に策定した「本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画」に基づくまちの生まれ変わりの実現に向けて、道路、駅前広場の形状、駅前バス乗降場、タクシーロータリー、バスセンターの配置や機能など、本厚木駅周辺における都市基盤の最適化を図るために、現在、公共空間整備計画の検討を進めています。引き続き、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市づくりを進めています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
30	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 15都市・交通	南口の郵便局の利用者が路上駐車しているので困っている。南口周辺に大規模商業施設を誘致できれば路上駐車も減ると思う。	本厚木駅南口を含む駅周辺エリアの再整備については、令和4年度に策定した「本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画」に基づき、まち全体のにぎわいや価値向上のための取組を進めているところです。今後も、駅周辺におけるにぎわいや魅力等の向上を図る取組を進めています。 また、路上駐車については、厚木警察署が窓口となって対策に取り組んでおり、御意見の箇所についても、いただいた情報に基づき、厚木警察署に連絡をしました。引き続き厚木警察署を始めとする交通関係団体と連携し、交通安全対策等を実施していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
31	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 15都市・交通	「戦略1(住みたいまち)」の重点施策①に、愛甲石田駅周辺の整備が位置付けられているので、愛甲石田駅北口のタクシープールの上などに多目的ホールをつくってほしい。災害時の避難場所としても使えると思う。	愛甲石田駅周辺地区については、厚木市都市計画マスタープランにおいて都市拠点として位置付け、地域の生活を支える商業・業務等の都市機能の集積や交通結節機能の充実を図ることとしています。 また、都市拠点としてふさわしい駅周辺のまちづくりを進めるため、今後のまちづくりの方針である「愛甲石田駅周辺まちづくり基本構想」を策定していますので、今後については、基本構想に基づき、災害時の避難場所としての機能を持つ公共空間の必要性も考慮しながら、駅周辺の交流・滞留空間を創出し、心地よい時間を過ごすことができるまちを目指して取り組んでいきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
32	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 6 施策 25スポーツ	「歩きましょう！走りましょう！笑いましょう！」をテーマにしたまちづくりを進めることを提案する。 「スポーツなら厚木市」を実現するには陸上競技を活発にすることが重要。市役所本庁舎跡地に陸上競技場を整備し、市民の「歩く、走る」活動の中心とする。小学生の頃から「走る」授業や部活動を活発にする。市内大学についても駅伝の上位校に押し上げる。「陸上競技は厚木だ」をスローガンに10年かけてあらゆる努力で具体化する。厚木市は走るコースとしては山道もあり、鍛えるには格好の環境だと考える。一般市民も、こうした取組に刺激を受けて、歩く！走る！に積極的になり、健康都市あつぎが定着する。さらに、厚木市を低山登山のメッカにする。全国から山好きを厚木に集める。低山登山と、厚木市の川を利用したハイキングのメッカとしても全国に宣伝する。	本庁舎敷地跡地等の活用については、今年3月に策定した基本方針に基づき、新たな交流拠点として、プロスポーツの観戦など「みるスポーツ体験」の実現等に向け、多目的アリーナの整備を検討しています。 また、本市におけるスポーツの振興及びスポーツによるシティプロモーションについては、気軽に参加できるイベント等の開催を通して、スポーツの普及・進行を図っています。今後については、スポーツを「する」だけでなく、「みる」、「支える」といったスポーツへの関わり方が多様化する中で、スポーツ活動の推進やトップアスリートの応援などを通して、交流人口の拡大等を図っていきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
33	4 重点プロジェクト戦略1(住みたいまち) 戦略3(働きたいまち)	厚木市は倉庫街になりつつあり、大型トラックが狭い道路を走り、交通混雑が発生している。人口増加や若い世代の呼び込みのためには、ショッピングを楽しめるまちにする必要がある。	スーパーマーケットなどの生活利便施設が不足する地域については、新規出店の際に施設整備費等を補助する制度を設けており、誘致に取り組んでいます。 中心市街地における商業施設の充実については、本厚木駅周辺の商業施設を中心に、3か月以上空室の店舗に新規出店する事業者に対し、補助金を交付する支援事業を実施し、商業の活性化及び充実を図っています。今後についても、商業環境に応じた施策を実施していきます。 また、市内の生活道路を抜け道として利用する車両の多くは、周辺幹線道路の混雑によるものであるため、地域交通ネットワークの構築による周辺幹線道路の混雑解消が必要であることから、市全体の事業バランスや優先度、整備効果を慎重に検討し、道路整備を推進していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
34	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち) 6 施策 02学校教育	市内小学校の児童数が減少し、今後もますます減少が見込まれるので、小・中学校の合併を検討しても良いのではないか。 具体的には、戸田、相川、愛甲の3つの小学校、および相川、東名の2つの中学校を合併し、厚木南小中学校(仮)として新設する。	現在、市では「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学校規模の適正化に向けた検討を進めています。御提案を頂いた学校には、優先的対象校に該当するものがありますので、今後、児童・生徒数の将来推計や地域の実情などを踏まえるとともに、地域の皆様の御意見も伺いながら、引き続き適正規模・適正配置に向けた検討を進めていきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
35	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち) 6 施策 01子育て	産後ケア事業はとてもありがたい事業だが、第二子以降の場合は利用しにくい。	産後ケア事業では、通所型、宿泊型及び訪問型のサービスを実施しているところですが、出産後1年以内の母親とその赤ちゃんが基本の対象であり、きょうだい児を含む家族については特段の配慮をすることとされています。 このため、御意見のとおり、きょうだい児がいられる御家庭からは、宿泊型及び通所型の利用に当たり、きょうだい児の同伴を希望する声を頂いていますが、本市の実施施設においては現状受け入れ体制が整備されていない状況であることから、訪問型のサービスを御利用いただいているところです。 頂いた御意見を参考に、希望されるサービスを利用できるよう、事業の実施方法について、検討していきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
36	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち) 6 施策02学校教育	「戦略2(育てたいまち)」の重点施策②にある「地域への愛着と誇りを育む郷土学習の実施」は重要な施策だと思います。近年、ICT教育、ギガスクール、情報教育などの分野の学び・活用が進んでおり、大切な分野ではあるが、他方、アウトドアでの学びももっと大切だと思う。教科書や画面だけではない、教室の外へ出て、地域の自然環境、文化、歴史などを学ぶことも楽しい学習となる。 そのためにも、先生たちにゆとりある働く環境を確保していくのが、行政の役目と考える。	地域への愛着と誇りを育む郷土学習の実施については、現在、学校行事や総合的な学習の時間などで、自然体験活動や地域の伝統、文化に触れる活動を行っています。 また、あつぎ郷土博物館では、小・中学校、公民館、保育所等の来館される団体の要望や学校等周辺の文化財を取り入れたオーダーメードの展示解説等の実施のほか、出前展示・講座や郷土芸能普及公演等を実施しています。 今後についても、各学校等と連携しながら児童の豊かな体験が充実するよう進めています。 また、御意見のとおり、学校教育の質を高めるためには、教職員がゆとりをもって働ける環境づくりが求められます。本市では、教職員の負担軽減に向け、児童・生徒へのサポートや相談業務に携わる人材の確保などに取り組んでいます。 頂いた御意見を今後の取組の参考とさせていただきながら、引き続き、「子育て・教育で選ばれるまち」の実現を目指していきます。	
37	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち)	特別養子縁組で子どもを0か月で迎えることになったため、1か月健診を受診するため、近隣の小児科や産婦人科に複数問い合わせをしたが、どの医療機関にも断られた。最後に市立病院へ電話したところ、病気などがなければ対応できるとの回答だった。最終的に受け入れてもらえることになったが、電話で直接相談した段階で子どもの病気の有無に関係なく親身で前向きな回答が欲しかった。 特別養子縁組は0か月で迎えることもあるので、出産していなくても柔軟に対応してほしい。	1か月児健康診査は、お子様の生後の情報が非常に重要なことから、出生した医療機関で行われることが一般的です。御意見の市立病院での対応については、生後の情報を把握していないお子様の適切な健診を行うため、事前に確認事項等をお伺いしたものです。適切な健診を行うために不可欠な対応となりますので、御理解をお願いします。 また、医療機関により受入体制が異なりますので、出生した医療機関以外での受診を希望される場合は、こども家庭センターに御相談ください。 このほか、こども家庭センターでは、各種助成や発育発達に関する相談等を受け付けています。今後も、妊娠期から出産、子育て期に切れ目のない寄り添った支援を行っていきます。	
38	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち)	特別養子縁組で子どもを0か月で迎えてから、ほっとタイムサポートの利用申請手続きをしたところ、特別養子縁組の場合は利用できないと言われた。その後、担当部署内で協議され結果として利用できるようになった旨の連絡をいただいた。柔軟な対応にとても感謝している一方で、他の制度についても、実子・養子で区別されることなく利用できるように見直してほしい。	ほっとタイムサポーター制度は、妊娠中や出産後の家事や育児の支援を求める家庭に、サポーターを派遣することで、その家庭の子育て負担の軽減を図る制度です。 御意見のとおり、実子のお子様のみを対象としていましたが、寄せられた御意見を踏まえ、現在は、実子・養子にかかわらず、お子様を養育している方に利用いただける制度としました。 今後も、本市の子育て支援がより利用しやすい制度となるよう、利用者様のニーズに寄り添い、柔軟に対応していきます。	
39	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち)	養親希望者手数料負担軽減事業は全国でも制度化されている都道府県があるが、神奈川県はされていない。他の県内の自治体からも要望が出ているので、厚木市からも神奈川県に対して強く要望してほしい。 また世田谷区、中野区では独自の制度を実施している。厚木市でも同様の制度の導入を検討してほしい。	頂いた御意見は、所管である厚木児童相談所と共有します。なお、本市独自での制度導入に向けては、引き続き、県や他市町村等の動向を注視していきます。	
40	4 重点プロジェクト戦略2(育てたいまち) 6 施策01子育て	「01子育て」について、「切れ目のない支援」をするには、現状の厚木市は出産から幼保、小学校、中学校以降、それぞれの支援が分断されている。シームレスな支援体制のためには、ワンストップで受け止めてくれるセンターがあると、情報共有や市民の頼る先としてわかりやすいと思う。	「ライフステージに応じた切れ目のない支援」とは、子どもが必要とする支援を、特定の年齢で途切れることがないよう、横断的、総合的に支援を展開することをいいます。また、これらの支援を一体的に行う組織として、健康こどもみらい部が中心となり、市全体で対応してまいります。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
41	4 重点プロジェクト戦略3(働きたいまち) 6 施策 15都市・交通	厚木市内の移動について、車移動とバス移動でかなり時間に差が生じている。 例として、(おおよその時間) 愛川町 ⇄ 萩野地域 車移動は20分、バス移動は60分 愛川町 ⇄ 飯山地域 車移動は30分、バス移動は80分 愛川町 ⇄ 清川村 車移動は30分、バス移動は90分 愛川町 ⇄ 七沢地域 車移動は30分、バス移動は90分 萩野地域 ⇄ 七沢地域 車移動は20分、バス移動は80分 特に、愛川町や七沢地域から郊外にバスで移動する場合、一度本厚木駅を経由する方法しかなく、かなり不便に感じる。今後、免許を返納する高齢者も増え、積極的にバスを利用を希望されている方のためにも、厚木市内の道路とバス路線が有効利用できるような改善を希望する。	本市の路線バスについては、バス事業者において現状の利用状況を鑑み、運行されていると認識していますが、運転手不足や利用者の減少等を背景として、効率的な運航体制を優先せざるを得ない状況と聞き及んでいます。 本市としては、こうした現状を踏まえ、引き続き路線バスの運行事業者と協議を行い、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえつつ、路線バスの利便性向上に取り組んでいきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
42	5 まちづくりの目標(政策)	「6 施策」について、どの施策にも「歴史」の用語がない。厚木市は歴史がない、歴史は重要視されないというふうに。都市の魅力の一つは都市の持つ「歴史性」にある。スクラップ＆ビルトでなく、古いものを大事にしていくも魅力の一つだと思う。	本市は、先人のたゆまぬ努力によって、豊かな自然や魅力的な文化が育まれ、今日までの発展を遂げてきました。「自治基本条例」では、長い歴史により培われてきた本市の様々な素晴らしいを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継いでいくことを示しています。 長期ビジョンにおいても、本市の歴史を施策単位に限定するのではなく、文化や魅力の分野に通底する概念と捉え、施策を包括する「まちづくりの目標(政策)」の「スポーツ・文化芸術・魅力」の方向性として、「脈々と受け継がれている歴史や伝統文化の継承」を進めていくことを明記しています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
43	6 施策	各施策に記載されている「みんなができること」は、現行の第10次総合計画にも同様に記載されているが、いまだに市民への浸透は薄いと思う。「みんなができること」の趣旨を第11次でも改めて記載するべき。 なお、「みんなができること」は、市民や事業者に対してどのように啓発していくのか。自分の周りではなく周知されていないし、自分自身もこれまで啓発を受けた記憶はない。	「みんなができること」を掲載する意図について、将来都市像の実現に向けた計画の進行及び施策の展開は行政だけで取り組めるものではなく、市民や事業者との協働により進めていくものであることから、具体的な取組のイメージを抱いていただくことなどをねらいとして、現行の第10次総合計画から引き続いて掲載したものです。 しかしながら御意見のとおり、周知に向けては、本項目の掲載の意図や啓発の方法などについて本文の記載等をより充実する必要があります。 長期ビジョンは、策定後、本編冊子及び概要冊子を作成し、市ホームページでの公開等、様々な機会を通して公表する予定ですが、冊子の作成に当たっては、御意見を踏まえ、より周知を広めていくための工夫について検討します。	○
44	6 施策	「6 施策」の体系について、見開き2ページで示されており、さらに、分野横断すると思われる「重点プロジェクト」も掲載されているが、視認性が悪い。記載方法を検討してほしい。	長期ビジョンは、策定後、本編冊子及び概要冊子を作成し、市ホームページでの公開等、様々な機会を通して公表する予定ですが、冊子の作成に当たっては、御意見を踏まえ、施策のページのレイアウトなどを工夫し、市民の皆様に分かりやすくお示しできるように検討します。	○
45	6 施策	「6 施策」で提示されている28本の施策に対して、各施策に対応する「SDGs」のアイコンを明示してほしい。それぞれの「中間目標」(2030年)達成の動機づけ、見える化に資するようになるのではないか。 なお、体系図の最下段の「重点プロジェクト」は削除した方がよい。	長期ビジョンは、策定後、本編冊子及び概要冊子を作成し、市ホームページでの公開等、様々な機会を通して公表する予定ですが、冊子の作成に当たっては、御意見を踏まえ、「SDGs」のアイコンを掲載することで、達成に向けた取組の見える化を図ります。 なお、重点プロジェクトについては、体系がより分かりやすくなるよう、記載内容を見直すとともに、冊子の作成に当たり構成などを工夫します。	○

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
46	6 施策 01子育て	各施策における「成果指標」の「現状値」は年度にばらつきがあるが、どのようなデータに基づいているのか。また、ポイントで記載されているものもあるが、その理由は何か。 また、「現状値」に対して、「中間目標」、「目標値」の設定根拠は何か。特に、現状でも「子育て」施策は大きな成果を上げてきていると思うが、本市が取り組んでいる目玉の施策のため、80～90%の目標達成が可能ではないか。	成果指標の現状値については、把握ができる最新の値としています。また、成果指標のうち、単位をポイントとしているものは、比較対象や前年度との差を表しており、施策の成果により改善や向上等を測る値として使用しています。 成果指標の目標値については、各施策に位置付ける目指す姿に向け、各年度における達成したい具体的な数値目標を設定しています。 施策「子育て」の目標値については、これまでの経過や実績等を勘案して設定していますが、御意見のとおり、より高い成果が得られるよう、施策を推進していきます。	
47	6 施策 10人権・平和	「6 施策」の柱に、「ジェンダー平等」を立てるべき。少なくとも、「10 人権・平和」の柱にはっきりと据えて施策を打ち出してほしい。「夫婦別姓」「同性婚」「性被害」などが大きな社会問題として注目を浴びているが、まだ根強く家父長制の思想が残り、その復活強化を狙う動きもある。 そして何よりも「母親のひとり親家庭」「高齢女性の一人暮らし」をめぐる貧困化問題のための施策を充実してほしい。	ジェンダー平等の視点の一つである女性への支援については、行政運営において留意すべき事項である「3 策定の背景」として「(4)女性の活躍促進」を掲げ、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)の解消、性暴力・性犯罪被害といった女性をめぐる課題に留意することとしています。このことを踏まえ、施策「10人権・平和」において取組方針に「一人一人が人権を大切にする意識を育み、差別や偏見のない」まちづくりを掲げ、様々な取組を展開していきます。 また、御意見にある「母親のひとり親家庭」への支援については、施策「01子育て」に位置付けて施策を展開するとともに、「高齢女性の一人暮らし」をめぐる貧困化問題については、地域包括支援センターやケアマネージャーによる支援、窓口での相談対応など、各種支援に取り組んでいます。 頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
48	6 施策 16道路 7 行政運営の五つの基本姿勢	道路の老朽化の改善や区画整備、細い道の大幅化を進めてほしい。	道路の維持管理については、市道の計画的な舗装補修や損傷箇所等の緊急対応などにより、道路機能の維持、向上に努め、安心・安全かつ円滑な道路交通を確保していきます。 また、道路の改修、新設については、緊急車両の通行や消火活動、震災時の避難路の確保、更には生活環境の改善を目的として、地域の実情や要望を踏まえながら、狭い生活道路の整備を推進していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
49	6 施策 02学校教育	「02学校教育」の成果指標について、現状値で「中学生」のポイントが全国平均に比べて低い数値となっているが、原因は把握しているのか。また、記載された取組方針からは、目標値を達成できるように思えない。	生徒(中学校)の肯定的な回答率は、本市だけでなく、全国(公立)、神奈川県共に、過去10年間において児童(小学校)の肯定的な回答率に比べて低い値となっています。この理由としては、学校生活だけではなく人間関係や社会環境の変化への対応等、日常生活全般に渡る様々な理由が考えられます。 本市の各中学校においては、生活体験や社会体験もまだ十分でなく、自分の考えにも十分な自信がもてない時期にある生徒の実態を踏まえ、生徒の自主的、実践的な活動を促すことができるよう3年間を見通した教育課程を編成し、実施しています。 引き続き、全ての学校が多様な集団活動や社会的な体験の充実を図り、児童・生徒が自分の将来の夢の実現に向けて、現在及び将来を豊かに生きるための資質・能力を身に付けることができるよう支援していきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
50	6 施策 02学校教育	「02学校教育」について、不登校問題や自殺問題についての記載がない。不登校の児童・生徒は増加傾向をたどり、これに伴うかたちでこどもの自殺も最多を記録している。こうした中で不登校や自殺問題についての記載がないのは、「学校教育」施策としては「ピントはずれ」である。 また、不登校問題の深刻化の原因に、競争と序列化を強める教育制度の改変があることも指摘されており、小中一貫校、中高一貫校などについても問題があると言われているが、こうした中で、厚木市において検討が進められている小中学校の統廃合問題について一切触れられていないことも問題。	本市では、御意見を頂いた不登校児童・生徒への支援として、各小・中学校において校内教育支援センターの取組を推進し、校内における居場所づくりの充実に努めています。 また、市内全小・中学校に「こころスマイル支援員」を配置し、児童・生徒や保護者が気軽に相談できる環境の整備、青少年教育相談センターにおいて、児童・生徒、保護者を対象とした心理相談員による来所相談、不登校児童・生徒を対象とした教育支援教室の運営等に取り組んでいます。 また、こどもの自殺について、関係機関や庁内関係部署等と連携しながら、対策に取り組んでいます。 長期ビジョン「02学校教育」の施策についても、安心・安全で快適な教育環境の整備や、課題を抱えるこどもや保護者への相談・支援体制強化を取組方針に掲げ、施策を推進していきます。 また、市内小中学校の統廃合について、現在、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学校規模の適正化に向けた検討を進めています。今後、児童・生徒数の将来推計や地域の実情などを踏まえるとともに、地域の皆様の御意見も伺いながら、引き続き適正規模・適正配置に向けた検討を進めていきます。 なお、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
51	6 施策 02学校教育	「02学校教育」について、「人材の確保」という言葉を取り組み方針に入れたほうがよいのではないか。学校教育の質を高め、児童生徒の個性を育むためにも、教員の数と業務の余裕が必要。	御意見のとおり、学校教育の質を高めるために、教職員が子どもたちと十分に向き合える環境づくりが求められます。本市では、教職員の負担軽減に向け、児童・生徒へのサポートや相談業務に携わる人材の確保に取り組んでいます。 なお、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
52	6 施策 03地域福祉	「03地域福祉」の成果指標にある「地域住民が主体となった居場所の箇所数(団体数)」について、現状でもかなりの数に思えるが、目標値の数まで増やす必要性はあるのか。また、特定のコミュニティに偏って団体が存在していることはないか。	成果指標「地域住民が主体となった居場所の箇所数(団体数)」については、社会福祉法人厚木市社会福祉協議会から提供されるデータに基づき、現状値の把握及び目標値の設定をしています。 居場所が多いことは、参加者一人ひとりが自分らしい暮らしを描くための選択肢が広がることにつながります。多様な場が地域にできることで、年齢、体力、興味、生活リズムといった個々の違いに応じた選択肢が生まれ、自分に合った場を自由に選べるため、少しでも多くの場が増えることが必要です。 特定のコミュニティへの偏りについて、居場所は地域住民等のニーズにより任意で設立されるため、多少の地域差等偏りは存在するものと思われます。しかし、地域の声を反映した柔軟な運用をされている団体であるため、全ての世代がそれぞれに参加できるものとも考えています。実情やニーズの内容によっては、場の創設が促進できるよう専門職の支援も行なながら居場所の促進をしたいと考えています。 なお、頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	
53	6 施策 04高齢者 15都市・交通	「15都市・交通」について、かなちゃんバスの大幅な値上がりで、高齢者は外出を控えざるを得なくなっている。路線バスを市民の生活を支えるインフラとして捉え、市としても手を尽くしてほしい。 また、森の里などでその住宅団地内を循環する交通手段はあるが、駅には通じていない。地域の活性化のためにには、駅まで通じるルートを含めた地域公共交通が必要。	「かなちゃんバス」は、神奈川中央交通株式会社が企画・販売している商品であり、令和8年度以降の「かなちゃんバス」の助成につきましては、現在検討を進めているところです。今後についても、高齢者の外出支援や生きがいづくりの一助となり、誰もが住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思えるまちづくりに取り組んでいきます。 また、地域における移動手段の確保については、公共交通不便地域(1日30本以上のバス停から300m圏外、鉄道駅から800m圏外)周辺において、日常生活の移動に不便を感じる方に対し、コミュニティ交通の導入を検討していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
54	6 施策 04高齢者 福祉 26文化芸術	「04高齢者福祉」「26文化芸術」に関連して、文化会館のホール内に、劇団四季の自由劇場のような手摺を設置してほしい。現状では客席が階段状のため高齢者には移動がしづらい。	厚木文化会館ホール内での手摺については、着座した際に視線を一部遮ってしまう等の影響が認められるため、現状、設置していません。頂いた御意見については、今後の改修等の参考とさせていただきます。	
55	6 施策 05障がい者 福祉 15都市・交 通	「05障がい者福祉」「15都市・交通」について、車いすなどの障がい者が路線バスを利用する際、スムーズに乗り降りできるようハード面での取組を進めてほしい。	路線バスにおけるバリアフリーの取組については、高齢者、障がい者、妊産婦等さまざまな人が安全・快適に移動できるよう、交通事業者に対し、ノンステップバスの導入に要する費用の一部を補助することで、バリアフリー車両の導入を促進しています。	
56	6 施策 05障がい者 福祉	「05障がい者福祉」について、健常者と障がい者の出会いの場を創出する取組を追加するのはどうか。周囲の人も障がい者と実際に出会うことで知り得ることもあるし、そこから理解の促進につながっていくと思う。当事者としても、支援されるだけでなく、共に地域に暮らすひとりとして、QOLの向上にも繋がると考えられる。	健常者と障がい者の出会いの場の創出については、障がい者理解を深め、障がい者が地域で自分らしく暮らしていく社会を実現するために有意義なものと考えます。 本市では、障がい者体育大会やSDGsフェスティバル等のイベントを活用し、交流活動の場の創出に取り組んでいます。頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
57	6 施策 07社会教 育	「07社会教育」の成果指標「地域や学校の活動に参加又は協力している市民の割合」について、現状値でも4割に満たないのは、事業やイベントに魅力がないからではないか。抜本的に改善できる具体策が必要。	地域や学校活動への参加率に関する全国的な統計データは、活動の種類や調査方法によって異なるため詳細に分析する必要がありますが、総務省が実施した「社会生活基本調査」や内閣府の「国民生活に関する世論調査」では、「地域活動やボランティア活動」に参加する割合が30%台後半から40%程度の値が示されています。 引き続き、参加率向上に向けて取組を進めていきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
58	6 施策 08市民協 働	「08市民協働」の【みんなができること】に、「自治会活動に参加する」とあるが、自治会役員は加入世帯の漸減、役員の成り手不足に呻吟しており、「自治会加入」促進のための何かいいインセンティブがないかと腐心している。市民にアイディア提供を求めるなど何らかの取組があつてもいいのでは。	自治会の加入率減少や役員の担い手不足といった課題については、本市としても認識しています。課題解決に向けて、現在、大きな負担となっている市からの依頼事項を軽減するため、抜本的な見直しを進めているところです。 また、厚木市自治連絡協議会などを通して、自治会活動に無理なく参加できるようなアイデアを募集するなど、今後も積極的な支援に努めています。	
59	6 施策 10人権・平 和	「10人権・平和」について、記載されている目指す姿や方針には賛成する。厚木市は核廃絶宣言都市であり、平和に対する取組を積極的に行っていると承知している。今後は、市民の取組に対しても積極的に支援するとともに、市民に対して人権・平和行政をアピールしてほしい。 また、市民としても「平和についての事業」にもっと積極的に関わる必要性を感じる。	平和に関する市民の取組への支援については、平和行進やピースサイクルなど、核兵器廃絶や平和の実現を目的に活動されている団体の事業に対し、後援や市長メッセージの発信に取り組んでいます。今後も、平和を願い活動される市民の皆様に対し、可能な限りの支援を行っていきます。 また、人権・平和行政への市民への周知については、本市では人権に関する取組の方向性を示すために策定している「人権施策推進指針」に基づき、市民、地域、学校、事業者等と連携・協働しながら、人権意識の周知・啓発及び人権施策を推進していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
60	6 施策 10人権・平 和	「10人権・平和」について、「人権講座参加者の人権意識高揚度」を成果指標に掲げているが、これは本来100%であるべき内容ではないか。それよりも、人権講座の機会を増やし、参加者数を増やす方向を考えないと、本市全体の人権意識は高揚しないのではないか。	成果指標については、御意見を頂いた指標をはじめ、その他の施策の指標及び目標値についても再度見直し、必要に応じてより適切なものを検討します。	○
61	6 施策 10人権・平 和	「10人権・平和」について、昨今、世界的に見て、人権や民主主義、平和、地球環境保護などの価値と反するような考え方方が広がってきていると感じる。こうした動きは地域自治体にも影響を与えかねないので、第11総合計画では、“地球規模で考え、足元から行動しよう(Think Globally, ActLocally)”の立場から、確固とした施策展開をしてほしい。	施策「10人権・平和」については、市民一人一人が人権や平和を尊重する意識をもつことを目指し、施策を展開します。また、行政運営において留意すべき事項である「3策定の背景」のうち、「(5)多文化共生への取組」や「(11)SDGsへの取組」などを掲げており、多様性の尊重、環境の保全等の視点に留意した上で計画を推進します。 頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
62	6 施策 10人権・平和	「10人権・平和」の【施策の目指す姿】【取組方針】【成果指標】に、市内在住の外国人との対等・平等の共生、多様性社会の形成を主旨とした施策を盛り込んでほしい。 厚木市が、人権と民主主義が根付き、人種・民族・性・年齢・障がいなどに基づくあらゆる差別や分断のない温かく優しい都市になることを強く望む。現在大きく関心を集めている「外国人問題」は、人数の多寡でなく社会のありように直結しており、自治体の立ち位置が問われる試金石でもあると思う。	外国人住民との共生、多様性のある社会の実現などの視点については、行政運営において留意すべき事項である「3 策定の背景」のうち、「(5)多文化共生への取組」や「(11)SDGsへの取組」などを掲げており、「10人権・平和」においても、多様性の尊重等の視点を踏まえています。 頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	
63	6 施策 11防災・減災	「11防災・減災」について、成果指標に「マイタイムライン」の記載があるが、それほど浸透している言葉とも思えない。括弧書きで「防災行動計画」と記載した方がわかりやすい。 また、記載された目標値は情報の周知と啓発だけで達成できるのか。抜本的な取組を検討してほしい。 さらに、取組方針に「避難所機能強化」を掲げているが、避難所収容能力は全市民に対しての割合を算定していないのか。これを踏まえての機能強化ではないか。	「マイタイムライン」については、国土交通省がパンフレットや動画を作成し、県がリーフレットを作成するなど、周知を図っているところですが、まだ身近でない方もいらっしゃると思われますので、記載を分かりやすく工夫します。また、当該用語以外にも身近でない用語については脚注を充実し、分かりやすい記載にします。 なお、成果指標である「マイタイムラインを作成している市民の割合」の目標達成に向けた取組として、本年度から市公式LINE内でマイタイムラインを作成できる機能を追加したほか、市が発行しているオールハザードマップや防災ポケットブックにも様式を掲載し周知を図るなどの取組をしています。 また、取組方針として記載している「避難所機能強化」については、本市が実施した地震・水害被害想定調査において避難者数等を算定しているところです。被害想定や過去の大規模災害時における教訓を踏まえ、避難所に必要な機能を強化していきます。	○
64	6 施策 13防犯	「13防犯」の取組方針は現状と変わらないように思える。目的が曖昧な地域の「防犯パトロール」や防災放送、街宣車放送などの啓発活動だけでは、成果指標の目標値達成は難しいのではないか。	施策の目指す姿の実現に向けて、より効果的な取組の充実を図っていきます。なお、頂いた御意見を参考とさせていただき、取組方針の記載内容についても見直しを行います。	○
65	6 施策 15都市・交通	次の点を要望する。 ①公共交通として、交通不便地域をカバーする市域循環型の小さなバスを含めた公共交通システムを導入。 ②少子高齢化の中で、今後ますますコミュニティ交通の役割は大きくなる。公共交通システムは住民の暮らしに欠かせないインフラであり、民間事業者に依存せず、行政が主体となって位置付けることが必要。	本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実とは、中心市街地に居住など全てを集約する一極集中を目指すのではなく、居住と生活サービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設の距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる都市を目指すものです。 地域における移動手段の確保については、公共交通不便地域(1日30本以上のバス停から300m圏外、鉄道駅から800m圏外)周辺において、日常生活の移動に不便を感じる方に対し、コミュニティ交通の導入を検討していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
66	6 施策 15都市・交通	「15都市・交通」に記載されている「コミュニティ交通」及び「公共交通」の用語はそれぞれどのような定義か。 また、成果指標の「基幹的公共交通路線の徒歩圏カバー率」について、現状値、中間目標及び目標値が全く一緒になっているが、変更は必要ないという理由を示してほしい。	「コミュニティ交通」とは、交通不便地域の解消等を図るために、住民の利便性を向上させる目的で導入する路線バスを補完する乗り合いバス等のことです。 また、「公共交通」とは、鉄道、バス、タクシー等、不特定多数の人々が所定の運賃を支払うことで利用できる社会全体の移動を支える主要なインフラで、社会基盤となる移動手段のことです。 なお、お尋ねのあった用語以外にも、意味や定義等が難解な用語については、説明について内容の充実、掲載位置の工夫等により、市民の皆様が分かりやすい記載となるよう改善します。 また、成果指標「基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率」の現状値、中間目標、目標値が同じになっている理由は、今後、少子高齢化の進展や運転手不足等の社会環境の変化により懸念される路線の減少等を抑制し、現状のカバー率を維持していくという考え方から、同一の数値となっています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	○

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
67	6 施策 15都市・交通	「15都市・交通」について、交通・移動手段については地域格差が極めて大きく、自分が居住している地域では、各成果指標における「現状値」の数値に実感が持てない。市全体ではなく、現行の第10次総合計画にある「地域別プラン」の策定と地域ごとの重点施策が必要だと思う。 また、高齢化が急進している中で、地元では「交通・買い物不便地域だ」との不満の声が高いため、対応する施策の実施を求める。	現行の第10次総合計画において設定している「地区別プラン」については、地域の現状把握に一定の役割を果たしていますが、防災・福祉・子育て・環境など、全市的な施策により対応すべきものが多いため、第11次総合計画では掲載せず、よりシンプルに市全体の将来像や施策の方向性を明確に示すこととしています。なお、地区ごとのまちづくりの方針等については、都市計画マスターplan等の個別計画で引き続き明確に示していきます。 また、公共交通の利便性が低い地域においては、コミュニティ交通の導入を検討するとともに、地域でのスーパー・マーケットなどの生活利便施設の確保に向けては、生活利便施設が不足する地域において、新規出店する事業者に対して補助制度を設けるなどの取組を行なっています。 なお、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
68	6 施策 15都市・交通	中町第2-2地区における複合施設整備について、設計書で見る限り、緑地面積が極めて少ない感じる。中心地だからこそ、記念樹や緑の空間を増やしてほしい。	現在、整備を進めている複合施設「あつめき」における緑地は、平地、壁面、オープンスペース等を含め、区域内で約10%確保する計画としており、厚木市住みよいまちづくり条例施行規則第31条に規定する3%の基準を上回っています。 引き続き、市民の皆様の憩い、交流の場となるよう、整備を進めていきます。	
69	6 施策 16道路	「16道路」について、安心して走れるような自転車用の道を確保してほしい。道路の拡幅は難しいと思うが、計画的に進めてほしい。	本市では、自転車活用推進計画に基き自転車走行空間の整備を進めています。新設道路については、道路計画の策定段階において道路構造や計画幅員を考慮し、自転車走行空間の整備形態を検討しており、交通管理者である警察と協議し、整備を進めています。 また、既存道路については、必要に応じて道路空間の再配分や道路拡幅の可能性を検討しながら整備形態を決定し、整備を進めていますが、新たに道路用地を取得して道路を拡幅する必要があることが課題となっています。 現在、本市では改正道路交通法による自転車の車道通行規定に基づき、自転車利用者と自動車ドライバーが車道を共有できる車道混在型を採用し、車道内で自転車の通行位置や方向を明示する矢羽根型の路面標示等を多く実施しています。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
70	6 施策 16道路	「16道路」について、交通の分散化による渋滞解消に取り組むとの記載があるが、未だに渋滞解消には至っていない。 更に、中町第2-2地区における複合施設の開設に伴い、本厚木駅東口周辺への交通集中が激しくなることが予想される。分散化はとても難題に思える。	市内における交通混雑については、国道246号線などの広域幹線道路との接続箇所において主に発生しています。課題解決に向けて、長期的には広域幹線道路における交通の分散化を目指し、国が進めている高規格道路の整備と併せたアクセス道路の整備などにより、広域道路ネットワークの構築を推進していきます。 また、現在整備を進めている複合施設「あつめき」の開館に伴う交通混雑については、開発交通量を見込んだ場合の交通影響を推計したところ、現在の交通体系であっても交通処理は可能といった結果が得られています。しかしながら、複合施設周辺のより円滑な交通を目指し、適切な右左折レーン長の改良を行うなど、取組を進めています。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
71	6 施策 17基盤整備 20商業	「17基盤整備」の【みんなができること】(市民ができること)について、「土地区画整理事業」の役割が「産業拠点の整備や地域活性化のため」といった書き方がされているが、土地区画整理事業は本来、既成市街地の整序の手法である。それを「産業拠点の整備」としての手法に一面化して市民に理解と協力を求めることに疑問を感じる。 また、「中町複合施設建設事業」の工事が進捗し、本庁舎跡地利用の検討も進んでるにもかかわらず、「20商業」にはこれらの取組について一切言及がないことも奇異な感じがする。	長期ビジョン「3 土地利用の方針」において、インターチェンジ周辺については地域特性に応じた検討を進めることとしており、土地区画整理事業はその中の手法の一つとして位置付けています。 土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更や公共施設の整備等を行い、地権者と共に地域経済の活性化や魅力あるまちづくりを目指すものです。 しかしながら、御指摘のとおり、産業拠点の整備を進める中で、経済情勢等により企業活動に変動が生じること、農地や山林の減少による土地利用のバランスに影響を及ぼす可能性があることについては、十分に認識しています。頂いた御意見も参考にさせていただきながら、引き続き、適切な土地利用が図られるよう留意していきます。 また、御意見のとおり、「みんなができること」における土地区画整理事業への理解及び協力の記載については、さまざまな視点があると思われますので、妥当性を含めて再度検討します。 なお、施策「20商業」については、空き店舗の活用やイベントの開催による商業の活性化を目指していますが、今後進捗していく複合施設の建設や庁舎跡地の活用を踏まえて、成果指標に「中心市街地の歩行者数」を位置付けており、中心市街地のまちづくりが商業の活性化にも寄与することを含めています。	○
72	6 施策 18公園・緑地	「18公園・緑地」について、成果指標の目標値が現状値からほぼ変わらないような施策では、「豊かに暮らしていると思う市民の割合」も増加する事は望めないのではなか。施策から外してもよいのではないか。	成果指標のうち「市民一人当たりの公園及び緑地面積」の目標値については、御意見のとおり、小幅度に留まっていますが、現状の緑被率が既に高い水準にあることから、今後、市街化や宅地開発の進展により懸念される緑地面積の減少を抑制することを意図したものです。 しかしながら、今後、個別計画である「厚木市緑の基本計画」の改定に向け、取組の再検討と併せて、目標値についても見直します。本市としては今後も、豊かな自然環境と共生し、身近な緑にふれあえるまちの実現に向け、第11次総合計画に施策を位置付けて、取組を進めています。	○
73	6 施策 19産業・労働	「19産業・労働」の「市民ができること」に、「あつぎ家庭の日には、家庭で過ごす」を掲げている意味がわからない。市民に浸透しているとは思えないでの、この箇所に記載しなくてもよいのでは。	施策「19産業・労働」では、労働者の労働環境を整える取組により、市民の皆様のワークライフバランスを推進することも含めているため、家族の絆を大切にするために定めた日である、あつぎ家庭の日を記載しているものです。	
74	6 施策 20商業	「20商業」の取組方針に「空き店舗の活用やイベントの開催により、中心市街地にぎわいを創出」と記載されているが、こうした取組では、通年よりもスポットでの効果しか見込めないように思う。 また、「利便性が高く魅力ある商店街づくりを推進」と掲げてるが、「商店街」とは何か。どこに「商店街」を作るつもりなのか。	本厚木駅周辺における空き店舗への新規出店の促進や、魅力的なイベントの開催、中心市街地における既存の商店街に対する支援等により、まち全体の魅力や価値を高め、短期的な効果にとどまらない、恒常的なにぎわいの創出を図っていきます。 また、「利便性が高く魅力ある商店街づくり」とは、新たな商店街の整備を指すものではなく、既存の商店街に対する支援等の取組によって利便性や魅力の更なる向上を図ることを表したものです。	
75	6 施策 20商業	「20商業」の成果指標となっている「中心市街地の歩行者数」は、中町第2-2地区で複合施設の整備が進んでいることなどから、「15都市・交通」や、中心市街地に係る施策の成果指標とするべきではないか。	施策「20商業」については、空き店舗の活用やイベントの開催による商業の活性化を目指していますが、今後進捗していく複合施設の建設や庁舎跡地の活用など、中心市街地のまちづくりが商業の活性化にも寄与することを含めていることから、成果指標に中心市街地の歩行者数を設定しています。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
76	6 施策 20商業 28魅力発信	市内企業に対して、厚木の観光スポットや開催されているイベントの魅力を発信することで、企業として、文化芸術活動、里山保全活動、清掃活動、観光イベント等に参加してくれるようになることを望む。 市内企業に通勤する方にとっても、厚木市の魅力を知ることで、休日にも家族や友人と厚木のイベントに来てくれることにも繋がると思う。 また、市内の空き店舗も少しずつ減らし、商店街が活性化することを望む。	市内で働く方へ本市の魅力を届けるため、多くの通勤者が利用する本厚木駅と愛甲石田駅に設置しているデジタルサイネージでの放映のほか、市公式LINEやインスタグラム、YouTubeなどのSNSを活用して、本市の魅力やイベントなどの情報を効果的に発信しています。また、小田急線や相鉄線の車内広告も活用し、本市の魅力を幅広く届けています。今後についても、様々な媒体を用いたシティプロモーションを推進していきます。 また、市内の空き店舗対策については本厚木駅周辺の商業施設を中心に、3か月以上空室の店舗に新規出店する事業者に対し、補助金を交付する支援事業を実施し、商業の活性化及び充実を図っています。今後についても、商業環境に応じた施策を実施していきます。 なお、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
77	6 施策 21農業	「21農業」について、取組方針に「農地を守る」という文言を追加してはどうか。地産地消推進のためには、農地を減らさないことも重要だ。	農地の保全については、長期ビジョン「3 土地利用の方針」に、農地の適正管理と保全を図ることを明記しています。具体的な取組としては、農地の貸し借りに伴う奨励金交付や、農業機械導入の助成、農業用排水路等の農業基盤整備事業などを実施しています。 引き続き、農業の持続的な発展等を図り、将来における食料の安定供給の確保に向けた取組を進めています。	
78	6 施策 22温暖化対策	「再生エネルギー日本一の街・厚木」を大きく掲げる。ソーラーシェアリングを日本一にすることで実現する。	再生可能エネルギーの普及促進については、カーボンニュートラルロードマップにおいて、2030年度までに市内において総発電出力160MWの太陽光発電設備の設置を目指し取り組んでいます。 この設置目標は、建物の屋根、屋上に設置する太陽光発電で達成できるものであり、ソーラーシェアリングを含めた野立て設置よりも優先して建物の屋根、屋上への設置を推進しています。 今後については、頂いた御意見を参考に、2030年度の目標達成状況に応じて、ソーラーシェアリング等の推進について検討していきます。	
79	6 施策 22温暖化対策	「22温暖化対策」について、「2050年カーボンニュートラル」の実現を標榜する厚本市の宣言は先進的なものと受け止めている。引き続き「ソーラーシェアリング」や「太陽光発電」「住宅断熱化」に対する支援、また市民協働の「気候市民会議」推進などに全力を注いでほしい。 こどもや若者が「地球沸騰化」の亢進の中で生きながらえることができるのか、危機感を覚えている。	2050年にカーボンニュートラルを達成することは人間が生活しやすい環境を保持するために必須な目標であると捉えています。引き続き、再生可能エネルギー設備導入や住宅省エネ性能向上への支援などにより、カーボンニュートラル達成に向けた取組を市民協働で進めています。 なお、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
80	6 施策 22温暖化対策	「22温暖化対策」の成果指標である「CO2削減割合(2013年度比)」について、本市で実行されるデータはどのように収集するのか。	環境省が毎年度公表している、都道府県、市区町村別のCO2排出量データ集である「自治体排出量カルテ」により、本市におけるCO2排出量を把握し、2013(平成25)年度の排出量と比較した割合を算出します。	
81	6 施策 22温暖化対策 23循環型社会 24自然・生活環境	次のことを提案する。 「22温暖化対策」について、成果指標を「CO2削減割合」に加え、「地域内再エネ導入量」を追加する。「みんなができること」の市民の項目に「住宅の断熱性能を向上する」を、事業者の項目に「すべての事業所等居住空間、住宅供給事業者は供給住宅の断熱性能を上げる」を追加する。 「23循環型社会」について、使い捨てプラスチックが減るような施策及び指標を追加する。 「24自然・生活環境」について、ネイチャーポジティブの具体的評価に直接つながる指標を追加する。また、成果指標を「大気・公共用水域・地下水の環境基準達成率」と、「PFASなど新たに監視すべきヒト及び生態系に影響を及ぼす物質の環境濃度監視」に変更する。	各施策における成果指標の設定については、原則として、本市における実績値が取得でき、かつ、施策の目指す姿の達成状況を最も端的に測ることができる客観的指標及び主観的指標を、1つずつ設定しています。 御提案いただいた各指標については、今後、具体的な事業を位置付けるアクションプランを策定する中で、事業の成果を測る指標として検討させていただきます。 また、「みんなができること」への記載の御提案については、頂いた御意見を参考にさせていただき、周知啓発に努めます。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
82	6 施策 22温暖化対策 24自然・生活環境	<p>「22温暖化対策」、「24自然・生活環境」について、他市より一歩二歩進んだ計画にしてほしい。近い将来に、再エネ100%の地域新電力を自治体主導で立ち上げ、自然エネルギー社会実現への貢献と地元の雇用も生み出してほしい。</p> <p>太陽光発電については、メガソーラーの建設ではなく、既存の住宅や公共施設などへの太陽光パネルの設置を進めてほしい。住宅に対しては、蓄電装置も含めた補助金制度を充実してほしい。</p> <p>また、農地でのソーラーシェアリングは、農業の担い手がいてこそもの。農業経営の安定化に向けた取組を進めてほしい。</p> <p>省エネ対策として、窓断熱・壁断熱への改修、省エネ家電の買い替え、電気自動車の購入に対する補助金を充実してほしい。なお、公用車や公共交通は電気自動車に切り替える。</p> <p>市役所本庁舎跡地は、緑が豊かで四季折々の花が楽しめる公園にしてほしい。</p>	<p>本市における地域新電力の検討については、市域内で再生可能エネルギーの地産地消を目的として設立するべきと考えます。今後は、市内企業等との協働により、市内企業の屋根を活用したオフサイトPPAにより別の企業等へ発電した電力を供給する仕組みを検討していきます。</p> <p>太陽光発電装置及び蓄電池への補助制度については、国の重点加速化事業交付金を活用し、令和8年度まで拡充していきます。</p> <p>農業経営の安定化に向けては、本市独自の制度である、農地の貸し借りを行った場合の農地流動化奨励金交付や農業機械導入の助成等による、担い手への農地の利用集積と農業効率化や、農業用排水路等の農業基盤の整備により、良好な耕作条件を備えた農地の整備などの取組を進めています。</p> <p>住宅の断熱窓への改修については、国の補助金に加え、本市では令和5年度から協調補助を実施しています。また、省エネ家電の買換えに対する補助制度等については、令和6年度に物価高騰対策として緊急的に実施しましたが、今後は国の動向等を注視して実施を判断します。</p> <p>電気自動車の購入に対する補助制度等については、令和4年度から補助金を実施していますが、国の補助金も活用できることから、補助額については適正であると考えています。</p> <p>また、公用車の電動化については、2030年度までに市場で調達できる車種については100%電動化を目標として取り組んでおり、公共交通の電動化に対する補助制度等については、今後の動向等を注視していきます。</p> <p>本庁舎敷地跡地等の活用については、今年3月に策定した基本方針に基づき、新たな交流拠点として多目的アリーナの整備を検討するとともに、厚木中央公園や大手公園との連携による連続性のある憩いの空間を創出していきます。</p> <p>頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	
83	6 施策 23循環型社会	「23循環型社会」の市民ができることに、リフューズ(受け取らない)、リユース、ロット(堆肥化)、の視点を入れてはどうか。	本市では、循環型都市の実現に向けた方針の一つとして、3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)の推進による家庭系ごみの減量化・資源化を掲げており、本方針に基づき、「みんなができること」の取組を記載しています。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	
84	6 施策 24自然・生活環境 18公園・緑地	「24自然・生活環境」の「施策の目指す姿」にある「豊かな自然環境が身近にあり、市民が潤いとゆとりある暮らしができる街づくり」方針は大変素晴らしい、積極的に推進してほしい。	<p>特に森林・木々・緑の都市の中での役割は「緑の日傘」として、近年注目を集めている。「厚木市緑の基本計画(平成29年～47年)」では、緑地を防災の役割、地球温暖化防止、生物多様性保全、循環型社会への転換などに重要な役割を持つと位置付けている。しかし、同計画における「緑地の確保目標」はあまりにも低すぎるのでないか。</p>	<p>「厚木市緑の基本計画」は、第11次総合計画のまちづくりの目標「環境」に関連した個別計画として位置付けます。御意見にある、当該計画における「緑地の確保目標」の目標値設定については、本市が既に高い緑被率を維持しているという状況を踏まえつつ、市街化や宅地開発の進展が予想される中で、その緑を持続可能な形で保全し、さらに効果的に活用することを重視していく考えです。</p> <p>また、今後は、「量の拡大」だけでなく、「質の向上」に重点を置き、御意見にある、緑地が果たす防災機能、生物多様性、自然環境との共生など多面的な価値を十分に発揮できるよう、長期ビジョンにおいても具体的な記載を追加し、一層推進を図っていきます。</p>
85	6 施策 24自然・生活環境 18公園・緑地	猛暑や豪雨、洪水など気候変動の影響は国内外で報道されており、都市計画の中で、木々を増やして心地よいまちづくりが広がりつつあると聞いている。	本市では、「樹冠被覆率」を計測しておらず、数値化していません。なお、「厚木市緑の基本計画」では、現状値及び成果を図る値として緑化面積を用いています。頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	
86	6 施策 24自然・生活環境 18公園・緑地	特に、まちの中での「樹冠被覆率」を高めることが重要と言われているが、厚木市の場合、市域全体と市街地でそれぞれどのぐらいの数値となっているか。	本市では、「樹冠被覆率」を計測しておらず、数値化していませんが、本市における緑地面積割合の現況は、平成28年度において市全域が70.9%、市街化区域が13.5%です。また、令和17年の緑地の確保目標水準は、市街化区域が14.8%、市全域面積が71.9%です。また、「アーバンフォレスト」については、「厚木市緑の基本計画」改定時に検討します。	

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
87	6 施策 26文化芸術 27観光	「26文化芸術」か「27観光」のどちらかに「歴史」の文言を追加してほしい。過去の歴史遺産・史跡はたくさんあり、特に観光資源の一つとして、現在と未来に大いにいかせると考える。	本市は、先人のたゆまぬ努力によって、豊かな自然や魅力的な文化が育まれ、今日までの発展を遂げてきました。「自治基本条例」では、長い歴史により培われてきた本市の様々な素晴らしいを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継いでいくことを示しています。 長期ビジョンにおいても、本市の歴史を施策単位に限定するのではなく、文化や魅力の分野に通底する概念と捉え、施策を包括する「まちづくりの目標(政策)」の「スポーツ・文化芸術・魅力」の方向性として、「脈々と受け継がれている歴史や伝統文化の継承」を進めていくことを明記しています。	
88	6 施策 27観光	「27観光」について、桜が開花する時期に、一定の時間帯における桜土手の車乗り入れを制限して、歩行者天国にしてほしい。	桜土手の歩行者専用道路については、土手の土地管理者、市道・県道管理者及び警察等の関係機関との協議が必要となりますので、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
89	6 施策 27観光	「27観光」の取組方針にある「インバウンドの誘客を促進」は良いとは思うが、「観光公害」とならないように、想定される対策を立案して取り組む必要があると思う。	インバウンドの取組を進めていく上で、観光公害については大変重要な課題のひとつであると認識しています。頂いた御意見のとおり、対策を検討しながら取組を進めていきます。	
90	6 施策 27観光	新たな厚木の観光スポットとして、アクトスメインタワーを展望台として開放したらよいのではないか。本市の中で1番高いスポットで、また様々な地域からもアクセスしやすい場所にある。期間限定で開放してみて、集客状況を確認してみることもいい案だと思う。	厚木アクトスメインタワーは、現在、民間事業者が所有及び管理運営を行っています。最上階を展望台として開放するという御意見について、過去にも同様の御意見が寄せられており、その際に、本市から管理会社に問い合わせたところ、観光客を受け入れるための設備がなく、新たに展望機能の設備投資をすることは困難であるとの回答を受けています。 頂いた御意見は今後の取組の参考とし、今後も、本市の魅力を高めていくための取組を進めていきます。	
91	7 行政運営の五つの基本姿勢	託児室わたくもや、ほっとタイムサポーターなどの利用申請を完全にweb管理に移行してほしい。	現在、託児室わたくもや及びほっとタイムサポーターの利用申請については、直接窓口で行っています。特に、ほっとタイムサポーターについては、利用者様に合った最適なサポートを行うため、直接お話を聞きながら申請受付をしているところです。 しかしながら、子育てサービスの向上のため、新たなデジタル技術の活用は最重要課題と認識していますので、頂いた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	
92	7 行政運営の五つの基本姿勢	「7 行政運営の五つの基本姿勢」こそ「1 将来都市像」の「1丁目1番地」に据えて市民に堂々と表明し、意見を仰ぐべきではないか。「(3)DXの推進」「(5)広域連携の推進」などに新基軸が見受けられる。 なお、「行政運営」は「行財政運営」とすべきと思う。	「行政運営の五つの基本姿勢」は、第11時総合計画の推進に伴う、行財政運営全般において留意するべき視点として位置付けているものです。なお、御意見のとおり、「行政運営」は「行財政運営」に統一するほか、その他の同義語、類義語等についても表記を統一します。	○
93	7 行政運営の五つの基本姿勢 8 進行管理	「7 行政運営の五つの基本姿勢」における各項目の成果はどのように評価するのか。	行政運営の五つの基本姿勢については、行政運営全般において留意する姿勢を掲げるものであることから、評価の対象とはなりません。御質問を踏まえ、評価対象が分かりやすくなるよう、「8 進行管理」の記載を見直します。	○
94	8 進行管理	「8 進行管理」について、各施策の主たる管理部署を明記した方がよい。また、計画全体の管理責任者も記載がないので、明記した方がよい。	進行管理については、企画部門が所管するとともに、各事業担当部や庁内外の評価機関による評価を実施する予定です。御意見のとおり、より具体的な内容となるよう、記載を見直します。	○

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映
資料編				
95	4 個別計画一覧	<p>「4 個別計画一覧」に「総合計画の推進と併せて、個別計画を推進する」との記載があるが、この一覧だけでも41個の計画があり、既に実行中の計画がほとんどのように、管理運営のマンパワーも相当な人員になっているように思う。</p> <p>更に11次で計画が追加あるいは改訂されるのだと思われるが、マンパワーの充当計画はされているのか。</p>	<p>個別計画の管理運営については、計画に係る事業を主に管轄する部門が、事業推進の一環として行っているものであり、管理運営に特化した事務が発生するわけではありません。</p> <p>個別計画等については、第11次総合計画とも整合を図りながら各個別計画の期間満了まで継続することとし、満了後の改定等の際に、改めて第11次総合計画との整合を図るなど、臨機応変に対応します。</p> <p>また、個別計画は、総合計画を各分野において補完・具体化していくものであり、社会環境の変化等を捉え、適宜、追加を検討していきます。</p>	
その他				
96	その他	国民健康保険料の賦課標準額は総所得から基礎控除額を引いた額だが、身障者控除額も引いた額になるか。	国民健康保険料の賦課標準額は、総所得金額等から基礎控除を引いた金額をいいます。そのため、障害者控除は対象となりません。	
97	その他	「厚木市緑の基本計画」(平成29年～47年)の早急な見直しを求める。また、資料には西暦を使用してほしい。	現行の緑の基本計画については、今後の改定に向けて検討を進めています。年号等の記載方法については、頂いた御意見も参考に、今後の検討事項とします。	

別紙2 「その他意見の概要及び対象外の理由」

No	該当箇所	その他意見の概要	対象外の理由
1	6 施策 01子育て	厚木は子育て支援が充実していると数年前は色々なところから聞いたが、今は東京等もっと子育て支援が充実しているところが増えているので、厚木市もアップデートをしてほしい。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
2	6 施策 01子育て	厚木市産後ケア事業について、次女を厚木市立病院で出産した際に利用したかったのだが、してもいいような雰囲気ではなかったので、できなかった。病院側も“こういう支援もあるけどね”という他人行儀に感じた。 周りでも、そのような支援は知らないという方も多く、もっと周知し、受け入れ体制も改善するべきだと感じた。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
3	6 施策 11防災・減災	「11 防災・減災」の成果指標「マイタイムラインを作成している市民の割合」について、用語説明を加えてはどうか。当初、用語の意味が分らなかったが、自分で調べて理解し、施策に合ったとても良い指標だと思った。 しかし、まだ一般的な用語にはなっていないと見受けられるので、よりわかりやすくするとよいと思う。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
4	6 施策 19産業・労働	「19 産業・労働」の成果指標「事業所数」について、経済センサス基礎調査で実績を補足するのか。経済センサスは毎年調査・公表されるものではないため、毎年予算を計上して推進する市の施策の進捗を図る指標としては馴染まないと思う。毎年、実績を把握できるような別の指標はないのか。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
5	6 施策 20商業	本厚木駅南口の再開発を希望する。南口郵便局は駅から近いが車が停められないため、路上駐車が多い。大型商業施設ができればいいと思う。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
6	6 施策 20商業	「20 商業」の成果指標「中心市街地の歩行者数」について、「まちづくりの分野」の方が適切なのではないか。本厚木駅周辺では現在、複合施設の整備や本厚木駅北口地区市街地再開発事業に向けた検討が進むなど、中心市街地の活性化が推進されている。 こうした取組を踏まえると、歩行者数を指標とする施策は「商業」ではなく「まちづくりの分野」ではないかと思う。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備
7	その他	アミューズメント施設なども用トイレに、荷物を置く台、便器を消毒するアルコールを設置してほしい。	厚木市市民参加条例施行規則第4条第2項に規定する項目の不備